

第 32 回 浜田市農業委員会総会会議議事録

日 時：令和 5 年 9 月 26 日（火）9：30～10：48
場 所：浜田市役所 4 階 講堂 A B C

1 出席委員

【農業委員】（11 名）

2 番 三浦 寿紀 3 番 佐々木京子 5 番 川本 聖光 6 番 野上 省三 10 番 宮崎 龍生
11 番 玉田 一 13 番 大崎 健太 14 番 中田 善喜 15 番 林 秀司 17 番 渡辺 弘之
18 番 奥迫 忠幸

【農地利用最適化推進委員】（12 名）

1 番 前田 正典 3 番 永見 繁廣 4 番 小谷 保雄 5 番 小川 明人 6 番 領家 悟
8 番 岡本 定文 10 番 橋本 安延 12 番 小松原常雄 14 番 河野 恒弘 17 番 岡田 勝
18 番 大谷 数義 19 番 長野 昭三

2 欠席委員

【農業委員】（7 名）

1 番 原田 義一 4 番 柿元 信次 7 番 岡本 健治 8 番 青葉 真 9 番 河崎 健
12 番 高橋 伸幸 16 番 佐々森義見

【農地利用最適化推進委員】（6 名）

2 番 徳田マスエ 9 番 藤若 裕香 11 番 串崎 美之 13 番 渡邊 弘登 14 番 近重 邦昭
16 番 田村 邦麿

3 総会次第

(1) 会長挨拶

(2) 議題

○報 告

農地利用目的変更届について（1 件）

○議 案

議第 1 号 農用地利用集積計画の策定について（16 件）

議第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（5 件）

議第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について（1 件）

議第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について（6 件）

議第 5 号 転用統制外証明願について（非農地証明願）（2 件）

(3) その他

令和 5 年 9 月 26 日

浜田市農業委員会
会長 原 田 義 一

4 事務局出席職員

農業委員会事務局：新開局長、岡本農地係長、佐々木主任主事

産業経済部農林振興課：松本事務員

しまね農業振興公社：植本農地集積相談員

議長 はじめに総会を開催するにあたり、浜田市農業委員会会議規則第4条により、本日の出欠状況等の報告を事務局よりお願いします。

事務局長 本日、欠席の通告がありました農業委員は、1番 原田委員、4番 柿元委員、7番 岡本委員、8番 青葉委員、9番 河崎委員、12番 高橋委員、16番 佐々森委員、以上7名から欠席の届出がありました。農業委員の出席は、現在、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定により総会は成立していることを報告します。また、農地利用最適化推進委員の欠席は、2番 徳田委員、9番 藤若委員、13番 渡邊委員、11番 申崎委員、14番 近重委員、16番 田村委員 以上6名から欠席の届出が出ております。それでは、浜田市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、よろしく願いいたします。

議長 事務局から報告がありましたように、本日の総会は成立しております。ただいまから第32回浜田市農業委員会総会を開催いたします。

続いて、浜田市農業委員会会議規則第15条に規定する議事録署名委員を指名いたします。18番 奥迫委員、3番 佐々木委員、よろしくお願いします。

本日の議事が円滑に進行できますよう、委員のみなさまのご協力をよろしくお願いします。

それでは、議事、報告に入ります。報告事項は、農地利用目的変更届が1件です。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 資料をご覧ください。届出は、国分町の畑、1筆、3,370㎡のうち471㎡で、申請地は農用地区域内農地です。この届出は、土地所有者の希望により、砂採取時に採掘した表土を利用し、該当農地の一部を埋立、平坦にして畑として耕作しやすいようにして、野菜を栽培される予定です。なお、砂採取の一時転用が概ね終了することに伴い、できるだけ早い届出の確認、受理通知がいただきたいということでしたので、担当委員さんと現地確認後、8月31日に受理通知を行っています。また、隣接者等より異議支障が出た場合には、届出者において一切責任を持ち解決すると、届け出ていただいております。また、砂採取の完了報告は、この農地利用目的変更届にあわせて提出される予定です。事前質問は、ありませんでした。以上です。

議長 報告事項の説明が終わりました。皆様方から何かありましたらお願いします。ありませんか。

議長（三浦委員） 一つよろしいですか。以前、砂採取に関して有機農業をされている〇〇〇さんからですね、地下水の汚染についていろいろ質問とか意見が出ていました。この工事に当たって、そういったことへの懸念はなかったのでしょうか。無事終わったのでしょうか。

事務局 はい。この工事につきましては、直接、砂採取に関係するものではなくこの表土を利用してその上に載せるということですので、直接は関係ないと思います。一番、三浦委員さんが懸念されておられるのは、その後、このことも含めて、〇〇〇さんが何か言っておられないのかということだと思いますが、中田委員さんにバトンタッチして説明いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

中田委員 はい、自宅が近いので、時々トラックで通りますが、埋め戻しの時も変なものが入ってなくて、新しい砕石等が入っていましたので、特に問題はなかったです。最後、表土の戻しも綺麗な砂でしたので、特に問題はないと思います。

議長（三浦委員） 私も〇〇〇さんの意見を聞く場におりました本人ですので、今、中田委員が言われたように、隣接農地という概念から地下水という、少し離れたところまで影響を考えないといけない事例だったので、今後皆さんにも、こういう事案があったことを記憶に留めていただいたら嬉しいです。そのほか、何かありますでしょうか。

ないようですので、受理通知等の処理済ですので、担当委員さん及び事務局は、砂採取の一時転用とあわせて完了届が提出されましたら、現地確認していただき処理に問題がないか確認をよろしくお願いいたします。

それでは、議案に入ります。議第1号、農用地利用集積計画の策定について、浜田市農林振興課より農業委員会へ議決を求められています。また、事前の質問等がありましたら、事務局の説明をお願いします。

事務局 農用地利用集積計画（案）をご覧ください。農業者の皆さまから申出のありました利用権設定は、16件、43筆、65,177㎡で、同法第18条第3項の各要件を満たしていると農林振興課で判断されています。公告期間は、令和5年9月29日から令和5年10月12日までの14日間、開始日を令和5年10月1日以降とされています。

事前質問をいただいております。1番の弥栄町小坂についてです。小坂集落は、圃場整備事業計画があります。この圃場がその計画から除外とされた理由は何でしょうか。また、耕作者の経営計画と所有する機械、年齢をお尋ねしますという、ご質問です。

これにつきまして関係課に確認しましたが、圃場整備に該当地が入っていないのは所有者、耕作者の意向ということを担当課より伺っております。利用権の設定を受ける方、耕作者は、農業経営計画書を作成されておられます。

また、現在、機械は所有しておられませんが、今後農業経営改善計画に基づき、機械を整備されると伺っています。年齢については、40代と担当課より伺っております。以上です。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 皆様方から何かありましたらお願いします。ありませんか。

無いようですので採決に入ります。農用地利用集積計画について、承認いただける農業委員、推進委員の挙手をお願いします。

委員 ～ 挙手、多数 ～

議長 挙手多数です。承認いたします。

続きまして議第2号農地法第3条の規定による許可申請は、5件ですが、21号につきましては、議第4号の農地法第5条の規定による許可申請の22号と同一農地であり、議第4号でご審議いただきますので、4件についてご審議いただきます。事務局の説明をお願いします。

事務局 資料をご覧ください。議第2号農地法第3条の規定による許可申請の1件目20号について説明します。申請は、折居町の田、1筆1,127㎡で、有償の所有権移転です。譲渡事由は、配偶者の所有する農地を相続されましたが市外に在住し、農業をされていないため、管理できない。譲受事由は、耕作されていな

い申請地を譲り受けて、いちじく、びわなどを作付け、管理・耕作されます。周辺地域との関係、申請者意見等については、毒性、残留性の低い登録農薬や化学肥料を使用し、排水は指定された排水路へ排水を排出する。また、問題が生じた場合は、関係当事者間で話し合いの上、責任をもって対処する。今後、保全管理をしながら農地を維持し、周囲に影響のない果物などの作付けを開始したいと、申請されています。

2 件目の 21 号につきましては、議第 4 号で説明・審議いただきます。

3 件目の 22 号について説明します。申請は、三隅町矢原の田畑、6 筆、3,149 m²で、他の土地とあわせて売買するという有償の所有権移転です。譲渡事由は、相続した土地・建物の管理が困難となり、家屋等とあわせて譲渡したい。譲受事由は、建物とあわせて土地を取得し、野菜などを作付け、管理・耕作したいという申請で、建物は親戚が利用する為、農地も申請者と一緒に管理されます。周辺地域との関係、申請者意見等については、周辺地域との関係・申請者意見等については、周辺への影響がないよう草刈りなど保全管理を行います。その他問題が生じた場合は、関係当事者間で話し合いの上、責任を持ってこれに対処しますと申請されています。

4 件目の 23 号について説明します。資料をご覧ください。申請は、弥栄町高内の田畑、3 筆、1,201 m²で、有償の所有権移転です。譲渡事由は、相続した空き家の売却にあわせて周辺の農地や山林も譲渡したいため。譲受事由は、空き家バンクを利用し建物の取得にあわせ、申請地の近くの農地を取得し、水稲、野菜などを作付け、管理・耕作したいという申請です。周辺地域との関係・申請者意見等については、その他、問題が生じた場合は、関係当事者間で話し合いの上、責任を持ってこれに対処しますと申請されています。

5 件目の 24 号について説明します。資料をご覧ください。申請は、熱田町の畑、1 筆、531 m²で、無償の所有権移転です。譲渡事由は、市外に在住し耕作困難、譲受事由は、荒廃防止のため申請地を取得し、野菜、ビワ、柿、ミカンを作付け、管理するためです。周辺地域との関係、申請者意見等については、周辺に及ぼす影響はないが、万一被害が生じた場合には、譲受人の責任において対処しますと、申請されています。

21 号を除く、20 号から 24 号の許可申請につきまして、所有権移転後の農地の利用、労働力、地域との関係に問題がなく、農地法第 3 条第 2 項の不許可事由に該当しないと判断いたしました。

事前質問をいただいております。

1 件目の 20 号について周辺地域との関係、申請者意見等について毒性、残留性の低い登録農薬や化学肥料を使用するとあります。譲受人は、農薬散布のガイドラインを理解され、隣接する老人ホームへの対応方針を考えて意見とされたのか伺いますとの、ご質問です。

このことについては、申請地は数年、耕作されていないため、委員さんがご心配されていますように、遊休農地を解消するために農薬等を使用されることを心配されているのかと思います。農薬散布のガイドラインにつきましては、申請者がすべて理解されることは困難かと思しますので、販売店で農薬・肥料を購入される際に、確認いただくとともに近隣への影響にも十分注意していただくよう伝えております。また、老人ホームが隣接しておりますので、使用する際には施設にも周知していただくということで伝える予定です。以上です。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

続きまして、担当委員から補足説明がありましたらお願いします。20 号につきまして、1 番の前田委員から補足説明がありましたらお願いします。

前田委員 先日事務局と現地確認をいたしました。写真を見ていただくとわかると思いますが、かなり荒れていますが、本人は刈って維持管理するというので確認していただきますのでよろしくお願いします。

議長 22号につきまして、6番の野上委員、もしくは領家委員から補足説明がありましたらお願いします。

領家委員 現地確認を行いました。ここは所有者さんが亡くなられ、放置されていましたが、立ち会いに行った時は、山林を伐採したその後処理をされたような状態だったので、草刈等で綺麗にされるとと思いますので、了解していただきますようお願いします。

議長 23号につきまして、12番の高橋委員、もしくは小松原委員から補足説明がありましたらお願いします。

小松原委員 この件につきましては、先ほど事務局から説明があったとおりです。特に問題はないと思われま。

議長 24号につきまして、3番の佐々木委員、もしくは永見委員から補足説明がありましたらお願いします。

佐々木委員 先日、事務局と永見推進委員と現地確認を行いました。この場所は少し傾斜になっていて、びわ、柿、みかんを耕作するとありますが、そのほか野菜等を耕作できるかなと思ひました。大きくない土地ですが耕作していただいで管理していただけたらいいと思ひますので、よろしくお願ひします。

議長 その他、皆様方から何かありましたらお願いします。ありませんか。では、私から、お願ひします。

議長(三浦委員) 先ほど、20号で事前質問のところ、事務局より説明していただきましたが、農薬散布のガイドラインっていうのがありまして、公共施設だとか隣接する農地に関しては、勝手に農薬を撒くことができない制約があります。やっぱり健康被害ということが懸念されるからだろうと思ひます。農林水産省が持っているデータ見ると、ドローンなどの空中散布の場合は50メートルを超えて飛散しております。このガイドラインが何を言いたいかといひますと、勝手には撒けないけども、相手の承諾を、了解を取ってください。散布にあたっては、日時を正確に相手に伝える。どんな農薬を使ったか、どんな濃度なのかということ。を相手に説明する義務があるようです。ですから、ここに事務局より回答があります。申請者がすべて理解されることが困難かと思ひますので、ここが問題なのです。理解をしてもらわないと困るのですよ。その承諾ということと、報告の義務ということだけは、正確に申請者の方にお伝えしてもらって、この議案が、成立するように努めていただきたいと思ひますが、よろしいですか。

事務局 失礼します。申請者の方にそのように伝えさせていただきます。事前に伝えること、量等を守っていただくこと、それから日時、そういったことを了解していただくことを守っていただくように伝えます。

議長 そのほか、何か皆様からありますでしょうか。

無いようですので、採決に入ります。21号を除く、農地法第3条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。

委員 ～ 挙手、全員 ～

議長 全員挙手です。承認いたします。

続きまして、議第3号農地法第4条の規定による許可申請は1件です。事務局の説明をお願いします。

事務局 農地法第4条の規定による許可申請の10号について説明します。資料をご覧ください。申請は、金城町小国の畑、1筆、10㎡です。転用目的は、墓地で、現在、裏山の急峻な山中にある墓地を管理が容易な申請地に移設したいためで、工事予定期間は許可日から令和5年12月末日、転用に必要な資金は通帳残高で確認しました。被害防止対策等につきましては、周辺雨水は地下浸透又は市道側溝へ排水するので周囲への影響はなく、その他、周辺地は隣接する市道を除きすべて自家所有地であり、被害の及ぶ恐れはないと思われませんが、万一の場合は、関係当事者間で話合いのうえ、責任を持って対処すると、申請されています。農地区分は、農用地区域外で、ほ場整備の実施はなく、第2種農地と判断しました。許可の判断は、転用後、地域における営農及び集積に影響を及ぼさない農地で、農地法第4条第6項に該当しない農地と判断いたしました。

事前質問はありませんでした。以上です。ご審議のほど、よろしく願います。

議長 続きまして、担当委員から補足説明がありましたらお願いします。10号につきまして、担当委員から補足説明をお願いしたいところですが、本日欠席されておられますので、事務局何か聞いておられましたらお願いします。

事務局 はい、現地確認において担当委員からは、周囲の状況も問題なく、この許可申請については問題ないということでした。以上です。

議長 その他、皆様方から何かありましたらお願いします。
ありませんか。

無いようですので、採決に入ります。第4条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。

委員 ～ 挙手、全員 ～

議長 全員挙手です。承認いたします。

続きまして、議第4号農地法第5条の規定による許可申請6件と、この議題で審議いただきます、議第2号農地法第3条の規定による許可申請1件につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局 資料をご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請の1件目18号について説明します。申請は、三隅町古市場の田、1筆、860㎡で、有償の所有権移転です。転用目的は太陽光発電所で、転用事業計画書の内容のとおり非FIT型低圧太陽光発電の新設のためで、工事予定期間は許可日から令和5年12月28日で、転用に必要な資金証明は残高証明書で確認しました。他に農地以外の土地がないかという代替性について検討されましたが、樹木の伐採等が必要で事

業性、採算性が取れないため申請地を選定されています。被害防止対策等についてですが、申請者より次のように申請されています。事前調査の結果、周囲の農地への日照、通風には特に影響がありません。工事施工にあたっては、周辺地域に被害を及ぼさないよう実施します。申請地の太陽光発電施設は自社管理、定期的な草刈りで防除対策します。万が一の場合は関係当事者同士で話し合いをもってこれに対応しますと、申請されています。また、太陽光の反射光がある時間帯の午前5時から3時までと午後5時から7時までの太陽光の影響を確認いただいております。反射光も弱く問題はないということの回答をいただいております。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない農用区域外の農地で、都市計画区域内の用途指定なしのため、第2種農地と判断しました。現地確認等の結果、許可の判断は、地域における営農及び集積に影響を及ぼさない農地で、農地法第5条第2項の不許可の事由に該当しない農地と判断いたしました。

2件目の19号について説明します。資料をご覧ください。申請は、三隅町古市場の田、1筆、760㎡で、有償の所有権移転です。転用目的は、個人住宅で申請土地を買い受け住宅を新築したいため、許可日から令和6年8月31日、転用に必要な資金証明は融資証明書で確認しました。なお、宅地面積に対して残地が多いため、問い合わせたところ、転用目的及び理由書のとおり駐車場、庭と子どもの遊び場として利用すると回答とされています。被害の防止対策・申請者の意見等につきましては、周囲に他人の住宅はなく、生活排水は既設の市道側溝へ放流するので周辺への影響はない。万一異議被害が発生した場合は、関係当事者間で話し合い、責任を持って対処すると申請されています。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない農用区域外の農地で、都市計画区域内の用途指定なしのため、第2種農地と判断しました。現地確認等の結果、許可の判断は、地域における営農及び集積に影響を及ぼさない農地で、農地法第5条第2項の不許可の事由に該当しない農地と判断いたしました。

3件目の20号について説明します。資料をご覧ください。申請は、宇野町の畑、1筆、212㎡で、有償の所有権移転です。転用目的は駐車場で、進入路兼自家用車駐車場として整備するため、工事予定期間は許可日から令和6年12月31日、転用に必要な資金証明は通帳残高で確認しました。被害の防止対策・申請者の意見等につきましては、周囲に他人の住宅はなく、生活排水は既設の市道側溝へ放流するので周辺への影響はない。万一異議被害が発生した場合は、関係当事者間で話し合い、責任を持って対処すると申請されています。申請地は、農業公共投資の対象となっていない農用区域外の農地で、都市計画区域内の用途指定なしのため、第2種農地と判断しました。現地確認等の結果、許可の判断は、地域における営農及び集積に影響を及ぼさない農地で、農地法第5条第2項の不許可の事由に該当しない農地と判断いたしました。

4件目の21号について説明します。資料をご覧ください。申請は、国分町の畑、1筆、302㎡で、無償の所有権移転です。転用目的は個人住宅兼駐車場で、自宅増築と同時に駐車場として整備したいため、工事予定期間は、許可日から令和6年12月31日、転用に必要な資金証明は融資証明で確認しました。被害の防止対策・申請者の意見等につきましては、住宅団地内の譲受人の自宅に隣接する平坦地であり造成の必要はない。生活排水は既設の公共下水道へ放流するので周辺への影響はない。万一異議被害が発生した場合は関係当事者間で話し合い、責任を持って対処すると申請されています。申請地は、農業公共投資の対象となっていない農用区域外の農地で、都市計画区域内の第1種住居地域のため、第3種農地と判断しました。許可の判断は、第3種農地のため原則許可と判断、都市計画法の用途が定められている地域で農業上の土地利用と

の調整が調ったもので、農地法施行規則第 44 条第 3 号に該当する農地と判断地域における営農及び集積に影響を及ぼさない農地と判断いたしました。

5 件目の 22 号については、農地法第 3 の 21 号の営農型太陽光発電の下部のお茶の栽培に伴う使用貸借の許可と農地法第 5 条の 22 号の営農型太陽光発電の転用に必要な支柱部分の許可について併せて説明します。資料をご覧ください。申請は、農地法第 3 の 21 号が金城町七条の田、2 筆、1,057 m²のうち 226.4 m²と農地法第 5 の 22 号が同農地の 1,057 m²のうち 0.164 m²です。転用目的は営農型太陽光発電で、それぞれ 3 条貸借及び 5 条一時転用等の期間は許可日から 3 年間の使用貸借となっており、転用に必要な資金証明は、既に太陽光発電を設置されているため、ありません。貸付け理由は、県外に在住し耕作は困難であり、国の生産調整等により不耕作となっていた申請地を、太陽光発電施設の下部の農地として引き続き貸し付けたい。借受事由は、土地所有者から申請地を借り受けて、引き続きお茶の栽培と、営農型太陽光発電を継続するための支柱部分を一時転用して太陽光発電を継続したいためです。お茶の収穫量は、土壤改良を行うなどして増えているとのこと。被害の防止対策・申請者の意見等につきましては、被害の及ぶ恐れはないと思われるが、万一の場合は関係当事者間で話し合いの上、責任を持ってこれに対処する。と申請されています。申請地は、農業公共投資の対象となっている農用地区域「内」の農地で、都市計画区域外、第 1 種農地と判断しました。許可の判断は、別紙「営農型太陽光発電設備について【令和 3 年 4 月改訂版】」が要件となっております。毎年 1 回、栽培状況報告の提出を受け、島根県西部農林振興センターへ報告しております。第 1 種農地のため、許可にあたっては、今後、島根県農業会議が行う常設審議委員会へ提出し、意見を求め、許可することになっております。なお、今回の許可・継続の申請は、平成 26 年から 3 年おきの 5 回目となり、毎回同様の内容で承認いただいております。

6 件目の 23 号について説明します。資料をご覧ください。申請は、下府町の田、1 筆、51 m²で、有償の所有権移転です。転用目的は宅地造成で、当該農地周辺は宅地化が進み、居住地域としての需要が見込める地域であるので、分譲住宅用の土地として整備したいと申請されています。工事予定期間は、許可日から令和 6 年 3 月 31 日。転用に必要な資金証明は残高証明書で確認しました。被害防除対策・申請者の意見につきましては、宅地内の雨水は地下浸透による。被害が周囲に及ぶ恐れはないと思われるが、万一被害が生じた場合には、譲受人の責任において対処すると申請されています。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない農用地区域外の農地で、都市計画区域内の用途指定なしのため、第 2 種農地と判断しました。現地確認等の結果、許可の判断は、地域における営農及び集積に影響を及ぼさない農地で、農地法第 5 条第 2 項の不許可の事由に該当しない農地と判断いたしました。また、農地法第 3 条の 21 号の所有権についても、現在まで耕作を継続しておられ問題がないことを伺っており、移転後の農地の利用、労働力、地域との関係に問題がなく、農地法第 3 条第 2 項の不許可事由に該当しないと判断いたしました。

事前質問をいただいております。1 件の 18 号について隣接、近隣住民の同意を得ていますかとのことご質問です。ご質問に対しまして隣接、近隣住民へは説明し、同意を得ているとのことでした。また、工事開始前には改めて、周辺住民の方へ説明に伺うとのことでした。

次に 5 件目の 22 号について施設の耐用年数を勘案しない理由は何ですかのご質問です。ご質問に対しまして、一時転用の場合は、期間は 3 年間以下です。チラシのとおり営農型太陽光発電は、一定の条件があれば 10 年以内となりますが、それ以外は 3 年以内となります。よって、一時転用期間が 3 年間で、耐

用年数は勘案しておりません。以上です。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長 続きます、担当委員から補足説明がありましたらお願いします。18号、19号につきまして、17番の渡辺委員、もしくは岡田委員から補足説明がありましたらお願いします。

岡田委員 18号ですが、昨年まではこの農地を借りて耕作された方がおられたんですが、体調不良ということで、耕作が困難になり、太陽光発電ということになりましたのでご理解をいただきたいと思います。

続きます19号ですが、譲受人と譲渡人との話し合いがつきまして、家を建てられる。古市場地区の方もこういう人が多いのですが、市外から来て家を建てられ、住民が増えるということで大変いいことではないかなと思っておりますのでよろしくお願いたします。

議長 続きます20号につきましては、14番の中田委員、もしくは近重委員からお願いたします。

中田委員 現地確認に行きまして、住宅の隣の土地で、駐車場とか出入りに便利なようにしたいということですので、よろしくお願したいと思います。

議長 21号と23号につきましては、14番の中田委員、もしくは河野委員から補足説明がありましたらお願いします。

中田委員 地域は既に宅地化しており、ほとんどが個人の住宅等になっております。多少、畑として残っていますが、利用者の希望どおり転用をしてもらえばいいと思いますので、お願いたします。

議長 22号と農地法第3条の21号につきまして、13番の大崎委員、もしくは渡邊委員から補足説明がありましたらお願いします。

大崎委員 9月11日、事務局と現地確認に行きました。太陽光発電の下にお茶が植えてありました。写真で見ていただくとわかるように、あまり育ってないようなのですが、第1種農地ということで難しいことがあると思いますが、皆さんよく考えてご審議をお願いします。

議長 その他、皆様方から何かありましたらお願いします。佐々木委員。

佐々木委員 今説明がありました22号の太陽光発電の下のお茶の木ですが、確かに何年も経ってる割には生育が寂しい感じですが、これ営農ということですが、お茶を摘んで売っているのですか

議長 事務局お願いします。

事務局 はい、これはお茶栽培を平成26年から継続して許可をいただいております。

佐々木委員 とりあえず作っておけばいいという感じなのではないでしょうか。特に何かを言うつもりもないですが、もう少し頑張ってお育てられたらいいかもしれないです。以

上です。

議長（三浦委員） 私からも同じ 22 号の件ですが、この説明の資料を見まして、先ほどの事務局の説明では、島根県の西部農林振興センターで栽培状況を報告しているとのことでした。配布された資料によると、報告の結果、営農に著しい支障がある場合には、設備を撤去して、農地の復元ということがございます。この著しい支障ってというのが、何をもって支障なのかを島根県西部農林振興センターへの報告の内容とあわせて説明お願いしたいのですが。

事務局 はい、営農に著しいというところで、例えば、あまり営農していないとか、ほとんど耕作放棄になっているとか等が含まれると思います。この方は、お茶の木の下を綺麗にされておられ一生懸命されていますが、こういう状況です。今回も不意にこの場所に行ったのですが、こうやって下刈りなどして、もう少し栽培したい気持ちはあると思いますが、専門的にやっているようでもないので、毎回の申請ごとにこういった状況です。市の農林業振興センターに報告される際には、もう少し頑張ってみようということは伝えて、土壌改良も収穫量も微増ではありますが、結果として、こういう状況であることをご理解いただければと思います。

議長（三浦委員） すみません。続いて、これは佐々木委員さんにお聞きしたいのですが。そもそもお茶というのは、太陽光パネルが上にある環境で育って、営農という利益を上げることになり得る作物なのでしょうか。

佐々木委員 やはりお日様の光も必要ですし、茶葉の木は植えてから 7,8 年かかり、一列に繋がって育てています。ここのは新茶の芽が出たときにどういう風にされているのか、駄目というつもりもないですが。私達が作る場合は、腰の高さぐらいに成園になっているのが普通ですが、こういう作り方は少し難しいと思いますし、茶摘機も使えない状態だと思います。手で摘むしかないかもしれない。

議長（三浦委員） この営農ってという言葉が使っているのですが、お茶に代わる何かこの環境を好む作物を島根県西部農林振興センターも交えて、考えてた方がお互い良いのではないかと私は思ったのですが、佐々木委員が駄目出しはされませんが、今から伸びていこうとするのであればお茶でない、それ以上のものを検討されることをお勧めしたいのですが、いかがですか。

佐々木委員 確かにお茶でないものを勧められたらと思いますけど。多分、上に延びたらバサッと茎まで切り落としたり、また新芽が出るので、太陽光発電で栽培されるのは便利なのだと思います。だからお茶栽培を選択されたのかと思いますが、少し厳しいかもしれません。

議長（三浦委員） 領家委員、お願いします。

領家委員 太陽光の下に茶畑を作られて、始められる時に何か助成金があって植えたのではないですか。

議長（三浦委員） 平成 26 年の話なので、私はわかりません。

事務局 この事業は、初めに言いましたように、耕作放棄の防止のためにやっておら

れます。それから、太陽光は発電するので、その収入があるということで、補助事業でやられたというのは、聞いていませんのでご報告いたします。第1種農地でありますし、営農努力もしておられるということです。以上です。

議長 何かご意見ございますでしょうか。はい、大谷委員どうぞ。

大谷委員 今のお話の件ですが、私は経験はないのですが、読んだり聞いた話では、今の太陽光発電の下で榊を育てておられる方がるように聞いたり見受けます。榊は皆さんご存知のように、あまり日当たりを好まない木ですので、もし何かにかえるのであれば、検討されるのも一つかと思えます。以上です。

議長（三浦委員） 第1種農地がゆえに、何かを栽培せざるをえないのでしょうか。お茶を選択されたわけですが、今、大谷委員さんのように違うアイデアも出るわけです。こちらで強制できませんが、営農という言葉が使われるのであれば、そういう促しもいいのかなあとは個人的には思いました。

何かご意見ご質問がございますか。

いろいろご意見があるかもしれませんが、事務局の説明を受けまして、皆さんの意見もいただきました。その結果、これから採決に入りたいと思えます。

第5条の規定による許可申請、農地法第3条の21号について、ご承認いただける農業委員さんの挙手をお願いいたします。

委員 ～ 挙手、多数 ～

議長 挙手、多数です。承認いたします。

続きまして、議第5号転用統制外証明願（非農地証明願）は2件です。事務局の説明をお願いします。

事務局 1件目の20号について説明します。資料をご覧ください。非農地証明の対象農地は、高佐町の田、1筆、522㎡で、年月日不詳耕作放棄、現況山林と申請されています。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない農用地区域外の農地で、都市計画区域内の用途指定なしのため、第2種農地と判断しました。現地確認の結果、農地としての再生は困難であり、証明可能と判断しました。

2件目の21号について説明します。資料をご覧ください。申請は、熱田町の畑、1筆、105㎡で、年月日不詳より耕作放棄地、現況山林と申請されています。申請地は、農業公共投資の対象となっていない農用地区域外の農地で、都市計画区域内の準工業地域のため、第3種農地と判断しました。現地確認の結果、農地としての再生は困難であり、証明可能と判断しました。

事前質問は、ありませんでした。以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 続きまして、担当委員から補足説明がありましたらお願いします。

20号につきまして、19番の長野委員から補足説明がありましたらお願いします。

長野委員 ただ今事務局の説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長 続きまして、21号につきまして、3番の佐々木委員、もしくは永見委員から補足説明がありましたらお願いします。

佐々木委員 先日、事務局と永見委員と現地確認に行きました。この写真のとおりで、特に問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。

議長 その他、皆様方から何かありましたらお願いします。
ありませんか。
無いようですので、採決に入ります。議第5号、転用統制外証明願（非農地証明願）について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。

委員 ～ 挙手、全員 ～

議長 全員、挙手です。承認といたします。
その他、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

宮崎委員 先ほど公共の場所におけるの消毒噴霧等の話が、出ましたが、それに対しての書類等々の置いてある場所、また雛形等もあるのでしょうか。どこに行ったらいただけるのでしょうか。

事務局 すみません。今、即答できませんのでまた調べまして、報告させていただきます。

宮崎委員 よろしくをお願いします。

議長 その他、ご意見等、無いようですので、以上を持ちまして、第32回総会を終了します。

終了 午前10時48分